

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○告示（2年以内に事業が執行される予定の道路の指定）の訂正（建築指導課）	1
公 告	
○地域森林計画の案の縦覧（森づくり推進課）	1
○地域森林計画の変更の案の縦覧（3件）（ " ）	1

## 告 示

### 高知県告示第696号

令和5年9月高知県告示第624号（2年以内に事業が執行される予定の道路の指定）の一部を次のように訂正する。

令和5年10月31日

高知県知事 濱田 省司

表中「南国市篠原字杉添824番1地先」を「南国市小籠字杉添824番1地先」に訂正する。

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称  
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の案の縦覧期間  
令和5年10月31日から同年11月27日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき

地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称  
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
令和5年10月31日から同年11月27日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称  
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課及び関係市役所
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
令和5年10月31日から同年11月27日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更しようとするので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和5年10月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 森林計画区の名 称  
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧場所  
高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧期間  
令和5年10月31日から同年11月27日まで